

2020年12月7日

### 1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「令和元年6月20日にかけて当方を訪問した報告書」とした個人情報の開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書が存在せず、開示することができないとした。

また、当該視聴者に対して、「令和元年6月20日、ご自宅をお訪ねした記録は、同年9月28日付のご本人からのメールによるお申し出により、放送受信契約書を取り消したことに伴い、消去いたしました」と情報提供をした。

これに対して、当該視聴者から「令和元年9月28日付で破棄したとしているが、契約書についての確認を大津放送局営業部としており、令和2年4月13日のメールで営業部長〇〇が記録が残っており内容を記載している」として、再検討の求めがあった。

### 2 NHKの見解の要旨

開示の求めの「令和元年6月20日にかけて当方を訪問した報告書」は、当該視聴者からの2019(令和元)年9月28日付メールによる申し出により、当該視聴者名義の放送受信契約書を10月31日に情報処理して取り消したことに伴い、情報処理した日が属する期(2か月を単位とする)を含めた2期間後の期末で削除することとしていることから、2020(令和2)年1月末に営業情報端末から消去したため存在せず、開示することができない。

なお、「再検討の求め」で当該視聴者より指摘のあった、大津放送局営業部長(以下、同部長)が2020(令和2)年4月13日付で当該視聴者宛てに作成したメールでの「記録」とは、営業情報端末とは独立した視聴者対応メールサーバに残されていた、それまで複数回にわたりやり取りしたメールを見返したことで、また、半年にわたって対応してきた同部長自身の記憶に基づいて言及したものであり、営業情報端末から対応履歴を消去した記録を調べた結果、当該メールの作成時において当該視聴者宅を訪問した報告に係る個人データは存在しないことが確認された。

### 3 審議委員会の判断

当審議委員会において関係部局から説明を聴取したところ、開示の求めの報告書を消去したとの主張に特段不自然、不合理な点は認められなかった。開示の求めの報告書は存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

#### 4 審議の経過

2020年11月 9日 (第292回審議委員会)

個人情報第30号 諮問、審議

12月 7日 (第293回審議委員会)

審議、答申